



第65回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

10月1日～7日を本週間、9月1日～30日を準備期間として、それぞれの職場での安全衛生についての見回りやスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

<スローガン>

みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理

平成26年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっていること、また労働者の健康確保の観点から健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく事後措置などの適切な実施が重要となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。513点の応募作品の中から決定しました。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

日ごろの労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図りましょう。

- | | |
|---|--|
| ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進 | セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底 |
| イ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進 | ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進 |
| ウ 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化 | タ 化学物質の管理の推進 |
| エ 作業環境管理の推進 | チ 石綿障害予防対策の徹底 |
| オ 作業管理の推進 | ツ 酸素欠乏症等の防止対策の推進 |
| カ 健康管理の推進 | テ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実 |
| キ 労働衛生教育の推進 | ト 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進 |
| ク 職場における受動喫煙防止対策の推進 | ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進 |
| ケ 粉じん障害防止対策の徹底 | ニ 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進 |
| コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 | ヌ 職場における風しん対策ガイドラインに基づく取組みの促進 |
| サ 熱中症予防対策の徹底 | ネ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進 |
| シ 電離放射線障害防止対策の徹底 | |
| ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底 | |

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

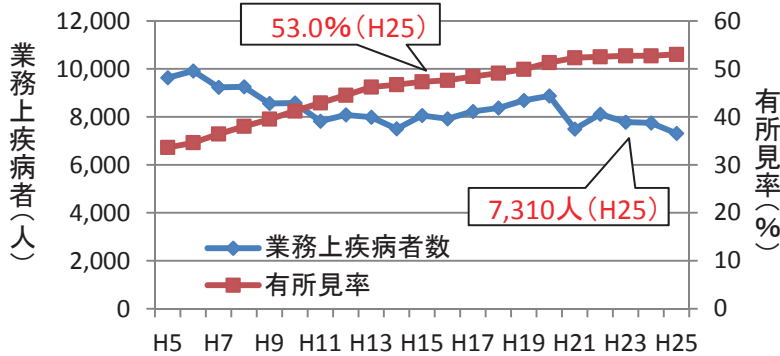


主な取組事項・支援体制

健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく保健指導など、労働者の健康管理を進めてください。

労働衛生の現状

(業務上疾病者数・定期健診有所見率の推移)



※各年の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに関する統計結果を公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>

メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策に関する指針などを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

こころの耳

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

携帯サイト
(QRコード)



産業保健総合支援センター・地域窓口

- 産業保健総合支援センター
産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを実施しています。
<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>
- 産業保健総合支援センターの地域窓口
労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人などを対象に、健康相談の実施などの産業保健サービスを提供しています。

第8次粉じん障害防止総合対策

平成25年度～29年度までの5年間、第8次粉じん障害防止総合対策を推進します。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0309-1.html>

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

腰痛予防対策

休業4日以上職業性疾患のうち、6割を占める職場での腰痛。社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、昨年度に指針を改定し、適用範囲を福祉・医療分野などに広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法を加えました。また、指針に基づく腰痛予防講習会を実施しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>
http://www.iisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html

熱中症予防対策

9月も気温が高いと予想されるため、通知（平成26年5月29日付 基安発0529第1号）に基づいた職場での熱中症対策を推進してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000047141.html>

化学物質管理

事業場における適正な化学物質管理の実施を促進するため、SDS（安全データシート）をリスクアセスメントにどのように活用するのか等に関する、事業者からの相談窓口を開設しました。

TEL : 03-6231-0133

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei03.html>

第12次労働災害防止計画

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年～29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を実施しています。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数（休業4日以上）とも15%（平成24年比）以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei21/index.html

基安発 0807 第 1 号
平成 26 年 8 月 7 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公印省略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施について

平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」のロードマップにおいて「健診受診率の向上」が目標として掲げられたことから、その目標の達成に向け、平成 25 年度全国労働衛生週間準備期間に併せ、9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置づけ、集中的・重点的な指導を行ったところである。

また、平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 においても同様に「健診受診率の向上」が目標として掲げられた。

これらを踏まえ、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底するため、本年度も労働衛生週間準備期間である 9 月を強化月間と位置づけ、集中的・重点的な指導を行うこととした。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、平成 26 年 7 月 31 日付け基発 0731 第 2 号「平成 26 年度（第 65 回）全国労働衛生週間の実施について」により示されているところであるが、特に強化月間の取組については、下記により推進されたい。

なお、別添のとおり、関係団体あて通知しているので了知されたい。

記

1 事業場に対する集団指導、個別指導等について

(1) 対象事業場

- ア 強化月間中に実施を予定している安全衛生関係に係る全ての集団指導の対象事業場
- イ 強化月間中に実施を予定している全ての個別指導の対象事業場

(2) 指導等の重点事項

指導等に当たっては、以下の事項を重点的に行うこと。

- ア 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び

健康診断実施後の措置の徹底

- イ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- ウ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健康診・保健指導との連携
- エ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(3) 指導等を実施する上での留意点

ア 安全分野に限った内容を予定としていたものも含め、安全衛生に係る全ての集団指導、個別指導等を対象とすること。

指導等の対象事業場の選定に当たっては、小規模事業場の定期健康診断実施率が低いという統計調査結果があることを考慮すること。

イ (2) のア及びイの事項を指導する際には、各事業場における健康診断及び事後措置等の実施状況を確認し、必要な指導を行うこと。

ウ (2) のウについては、平成 24 年 5 月 9 日付け基発 0509 第 7 号「特定健康診査等の実施に関する再協力依頼について」に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査に関する記録の提供の義務について周知に努めること。

エ (2) のエについては、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果に基づく医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、その活用の勧奨等も行うこと。

2 事業場に対する周知について

1 の取組みのほか、以下のように様々な機会を活用し、健康診断及び事後措置の実施に係る周知や指導等を行うこと。

- (1) 局署の窓口において、事業者の来訪等あらゆる機会を捉え、周知を行うこと。
- (2) 産業保健活動総合支援事業において事業場に対する支援を行う際に、事業者に対する周知を行うよう、産業保健総合支援センターに協力を求めるなどの連携に努めること。
- (3) 労働災害防止団体や、労使関係団体及び自治体等に協力を要請し、事業者等への周知啓発を推進すること。

基安発0807第2号
平成26年8月7日

中央労働災害防止協会会長 殿
(外 9団体)

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公印省略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府が平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」のロードマップでは「健診受診率の向上」を目標として掲げられており、その目標の達成に向け、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、平成25年度においては全国労働衛生週間準備期間に合わせて、9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」といいます。）と位置づけ、集中的・重点的な指導等を行ったところです。

また、政府が平成26年6月24日に閣議決定した「日本再興戦略」改訂2014でも同様に「健診受診率の向上」が目標として掲げられました。

これらを踏まえ、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底するため、本年度も9月を強化月間と位置づけ、集中的・重点的な指導を行うこととしました。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、平成26年7月31日付け基発0731第3号「平成26年度（第65回）全国労働衛生週間の実施について」によりお知らせしたところですが、特に強化月間の取組は、別添のとおり実施しますので、趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置が適切に行われるよう、関係機関等を通じた事業場に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

「職場の健康診断強化月間」の取組について

○取組の趣旨

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 において、「健診受診率の向上」が目標として掲げられた。その達成のため、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底し、労働衛生週間準備期間である 9 月を職場の健康診断強化月間と位置づけ、集中的・重点的な指導を行うこととした。

○期間

平成 26 年 9 月 1 日～30 日（全国労働衛生週間準備月間）

○取組の内容

1 事業場に対する集団指導、個別指導等について

(1) 対象事業場

- ア 強化月間中に実施を予定している安全衛生関係に係る全ての集団指導の対象事業場
- イ 強化月間中に実施を予定している全ての個別指導の対象事業場

(2) 指導等の重点事項

指導等に当たっては、以下の事項を重点的に行うこと。

- ア 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- イ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- ウ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- エ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

2 事業場に対する周知について

1 の取組のほか、以下のように様々な機会を活用し、健康診断及び事後措置の実施に係る周知や指導等を行うこと。

- (1) 局署の窓口において、事業者の来訪等あらゆる機会を捉え、周知を行うこと。
- (2) 産業保健活動総合支援事業において事業場に対する支援を行う際に、事業者に対する周知を行うよう、産業保健総合支援センターに協力を求めるなどの連携に努めること。
- (3) 労働災害防止団体や、労使関係団体及び自治体等に協力を要請し、事業者等への周知啓発を推進すること。